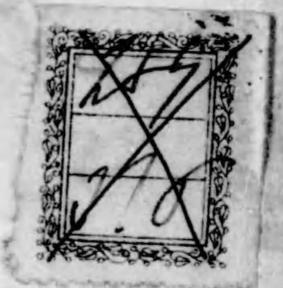


教會略史

特 103  
687



始



特103  
687



目次

一、勤場所	一
二、布教の認可	七
三、官憲の取締	七
四、教會公認の計畫	二〇
五、本部の設置	二〇
六、傳道より教會へ	二八
七、大節	三三
八、獨立	三六
九、神殿建築	三六
十、最近の事實	三九

大正  
11. 9. 23  
内交



# 教會略史

## 一、勤場所

増野道興著

神懸りに依りて神の社と定められた教祖は、神命の指示に従ひ、貧困者に家財を恵みつく、貧のどん底目懸けて、荆茨を意とせず落ち切り給うた。

御年五十六歳の時、本家賣却の節と立合ひ、四十三年來連添ひし、夫善兵衛氏の出直しに接せられた。此の時より教祖は敢然として、神一條の直路を進まれたのである。

教祖の眞實を山彦の如く應じて、神一條の妙教を宣傳すべく

神命に従ひ嘉永六年、小寒子は十七歳の妙齡の身を以つて、從者しやこと偕ともに大阪おほさかに赴おもむき、南無天理王命なむてんりわうのみことと、辻々つぎつぎに立つて高唱かうしやうせられた。

爾來じらい教祖きやうその貧苦ひんくは年としと共に迫せまり、點さす油あぶらも盡つき焚たく薪たきも絶たえ月光げつこうを頼たよりに落葉らくはを焚たいて、子女しごと寒夜かんやを明あし給たまふた。其そのの苦勞くろうの中なかの苦勞くろうの道みちは、やがて末代まつだいに心こころの光ひかりを照てすべき、神かみの思おも惑わ深ふかき琢磨たくまであつた。

落おつれば登のぼるより道みちなく、靈泉れいせんは人ひとの來きたり掬くむ如ごとく、文久元治ぶんきゅうげんじの頃ころに至いたつて、教祖きやうそを生神いみかみとして信しんずる者もの近村きんそんに現あられ、不思議ふしぎな神かみ珍めづしい神かみとして、四方はうに喧傳けんべんせらるるに至いたり、參詣さんげいする者もの日ひに多おほきを加くわへた。

信者しんじやの増加ぞうかは聽きて參詣さんげい所の必要ひつやうを感かんぜしめた。此時このとき教祖きやうその衣鉢いぼつを繼つがるべき飯降氏いひのりうぢが、内室ないしつのお助けたすけより入信いしんし、報恩ほうおんの意いを致いたす爲ために、大工だいこうの身みを幸さいひ社やしろを造つくつて奉獻ほうけんせむと願ねがはれし所ところ、教祖きやうそは「小ちひさうても勤場所つごめばしよを始めはじめかけ」と仰おほせられた。

神意しんいに沿そひ米倉こめくらと綿倉わたくらを取拂とりはらひ、飯降氏いひのりうぢを大工棟梁だいこうどうりやうとして、世よの元もとたるべき勤場所つごめばしよの建築けんちくに着手ちやくしゆされた。是これ元治元年げんじげわんねんの九月くわつにして、翌月あつぎづつの二十六日にじふにちに上棟式じやうどうしきを行おこひ、十二月中旬じふにちちゆうはんに至いたつて落成らくせいした。

建築けんちくが豫想外よきうがいの費用ひようぎゆを要あする例たとに洩もれず、其そのの年末ねんまつの節季せつきに至いたつて、支拂しはらひの困難こんなんが迫せまつて來きた。飯降氏いひのりうぢは小寒子こかんこの内意ないいに依より、支拂しはらひの延期えんきを瓦屋かはらやや材木屋さいもくやに頼たのみ歩あかれた。

勤場所は六間に三間半の平家にして、正面八疊の間は上段とし、其の奥に神床を設け、教祖は上段の左側に座を占めて、諄諄として神命を宣べ傳へられた。是れ本教最初の詣場所にして教會の歴史は茲に其の源を發してをる。

## 二、布教の認可

信仰の結晶たる勤場所の建築は、大和一寒村たる當時の庄屋敷に於ける、驚異なる出來事であつた。風説は風説を生み、八方に匂掛けせらるゝと共に、靈救に浴する者は其の數を増し信者は其の信仰を熱化して、助け一條の爲に奔命したのである。巨木が大風に衝る如く、急激なる本教の布教は、他の反感を招くに至つた。中傷に迫害に讒謗に、其の發展を阻害せむと、神官や僧侶や醫者が、種々なる手段を講じた。

慶應元年法蓮寺や光蓮寺の住職が來たのも其の一つである。同年大和一國の神職取締である守屋筑前の來たのもその一つで

ある。小泉の不動院が白刃を携げて脅嚇したのも亦其の一つである。何れも明快な教祖の答辯に困じて立ち去つたが、布教に對する迫害は、漸次激しくなつた。

其の間にあつて守屋筑前は、本教の眞價を認めたので、其の悪意を翻すと共に、官許を得て布教すべしと勸告し、自ら古市村の代官、深谷氏に添書を書いた。教祖の長男秀司氏は、之れに領主の副申を得て、慶應三年七月山澤氏を隨行、京都の神祇管領たる吉田家に出願した所、日ならずして許可書が下附せられた。斯くして本教の布教は公認せらるゝに至つた。

### 三、官憲の取締

神祇管領たる吉田家より得たる布教の許可は、明治維新の變動に依り其の効力を失ふと共に、新政府の取締が實施せられた。明治五年の三月、教部省が設置せられ、五ヶ條の件出願を布達せられて、明治七年六月には、府縣知事及び神道各管長に禁厭祈禱に對して嚴重なる布達があつた。本教に對する官憲の壓迫は、此の頃より次第に厳しくなつて來た。

明治七年十月、石上神宮の神職が突然出張して取調べ、同日警官數名が臨檢して、幣、簾、鏡等を沒收した。翌十一月には縣廳の社寺係が、山村御殿に出張して、教祖を呼出して取調べ

行つた。

明治八年九月縣廳の呼出に依り、教祖は辻氏を隨へ出頭せられし所、布達に牴觸するの故を以つて、留置を申渡された。又信徒には本教の信仰を、絶対に捨てるべく誓約せしめ、一方中山家の周圍には見張りの警官を配置して、參拜者を追ひ返さしめた。明治十年四月、醫師の讒訴に依り、秀司氏は三十餘日、奈良監獄に拘留せられた事もあつた。

斯く嚴重なる取締に加へて、累を教祖に及ぼすを恐れられ、中山家の門前に、參拜人斷りの貼紙がせられた。然し熱心なる信徒には警官の取締も門前の貼紙も、物の數とはせられなかつた。日増しに信徒は勤場所へ、數を加へて集つた。

教會の設置が、淫祠邪教と目されたものに認可する筈なく、自然の放任が、教祖に累を及ぼさねばならぬ。此の間に立つて秀司氏は蒸風呂兼宿屋業を思ひ立たれ、縣廳の許可を得て營業を始められた。

#### 四、教會公認の計畫

蒸風呂兼宿屋業も、信仰に對する官憲の干渉を、全く避ける譯に行かぬので、明治十三年九月、金剛山地福寺の配下に屬して、佛式の教會を設くるに至つた。

然るに明治十五年九月に至り、神樂の立勤めを行はれたのを機とし、神佛混淆の上、多數の衆庶を參拜せしめたのを理由として、詰合ふた人々の辯解も聞かず、十八日の拂曉教祖を奈良へ拘引して行つた。

教祖が奈良の監獄で、十日間の拘留に處せられ給ふたと共に其の高弟五名も同じく十日間の拘留を命ぜられた。當時險惡な

る雲が、全く地場を蔽ふてゐたのである。

然るに一方神一條の道は、漸次各地に弘通して、講社の結成をなすもの次第に多く、大和、河内、攝津等に於いて、明治十四五年頃には、二十有餘の講社が續出したのである。

教祖に御苦勞を懸けぬやう、信徒の參拜が出来るやう。布教が自由に出来る爲めには、教會設置の認可を得るより、他に方法の無きを見出し、當時詰合の人々が、百方心を盡されたのである。

其の一つは明治十四年、大阪に於いて行はれた、天理王社ではこれは心學道話の研究を看板として、其の公認を得むとしたのであるが、指令すべき限りでないとして却下された。其の一つは

明治十七年九月の天輪教會本部で、是れ亦大阪に於いて始められたのであるが、神意に叶はぬ所があつたので中止せらるゝに至つた。

其他各地で各様の形式の下に、教會設置の計畫をせられたが何れも其の成功を見ず、却つて警官の壓迫が激しくなるばかりであつた。

### 五、本部の設置

人間の親たる神の道を、子たる者の許を受くべきは道にあらずと、教祖はあくまで獨歩の道を進まれたが、神教の宣布を念とする信者は、教會設置の公認を急務とし、種々計畫する所があつたが、總て瓦餅に歸したので、明治十八年五月、神道本局所屬の教師となり、六等教會たることを許された。

當時本教は三十有餘の講社と、數萬の信徒を有してゐたので、其の統轄上の理由を以つて、同年六月十八日、神道本局管長の添書を得て、神道天理教會設置願を、大阪府知事宛に出願した。然るに設置願之件聞届難しとの指令であつたので、七月十七日

に再び出願したが、是れ亦聞届難しと却下せられた。

明治十九年に神道本局より、内海、古川の兩氏が、視察の爲め地場に立寄り、親しく教祖に面接して、本教の價値を認めると共に、教會の公認せらるゝ迄、大神教會の管理を受くべく注意した。

斯かる事情立合の間に、教祖は明治二十年舊一月二十六日、一列扉開いて世界をろくに踏みならすの天啓の如く、神の社を開いて、其の姿をお隠しになつた。信者は愕然として、一時爲す所を知らなかつたが、神は飯降氏に入り込んで、神意を説き給うたので、一道の光明を見出した。

歲月は流るゝ如く、夢のやうにして一年は過ぎ去つた、明治

二十一年舊一月二十六日、教祖の一年祭を執行中、龜田某の讒訴に依り、警官數名出張して祭典を中止し、參集の信徒を追ひ拂ひ、不當の干渉を肆にした。

教會公認を要望する心は、再び信徒の胸に燃えて來た。神意を伺ふと一寸ふいたる芽は今度は折れんと仰せである。重なる信徒が安堵の飯田、樺本の梶本家で相談の上、東京府へ出願の決心をなし、神意を伺ふたる處、同じ理やつれて通らうとあつたので、諸井、清水の兩氏先發し、前管長は松村、平野兩氏と、三月二十七日地場を出立して、神戸より横濱に上陸し、四月一日着京せられたのである。

上京後直ちに準備を整へ、神道本局管長の添書を得、四月六

日東京府へ出願した。越えて十日、知事より「書面願之趣聞届候事」と云ふ指令があつた。是れ天理教會が公認せられた一日の日で、其の時教會は谷區北稻荷町に置かれたのである。教會認可の狂喜に蘇つた信徒は、四月二十四日開筵式を盛大に行つた。前管長は諸井、平野兩氏を隨へ、東海道を通つて歸られた。後に松村、増野兩氏が、専心布教に従事し、同所の家屋敷を、中臺氏の厚志に依りて買ひ求め、教勢次第に榮えて來た。

然るに地場本部を移轉するのは、認可早々ではあまり手段に過ぎる嫌があるので、一時分教會設置を計畫し、神意を伺ふた所、十分の許がないので、翌七月本部を地場に移轉を願ふた。

神意は地場一つの理あればこそ世界治まるとの思召であつたから、同月二十三日日本部移轉の手續を済まし、東京の方は改めて出張所とした。

多年苦心を重ねられた結果、愈々地場に神道直轄天理教會本部の名を掲ぐるに至つた。十月二十六日改めて盛大なる、開筵式が行はれたが、高弟の胸中千萬無量の感があつたに相違ない。

六、傳道より教會へ

本部設置の公認と、授訓の授與とは、本教信徒を熱狂せしめたと共に、布教は燎原に火を放つた如く、八方に擴がつて、盲者は眼を開き、瞽者は立つて歩むなど、奇蹟が隨所に現れた。天啓の教は今や妖雲を拂つて、旭日の如く人類の上に照された。其の傳道の徑路を辿れば、高弟の苦心と努力が窺はれる。それを略述すれば、高井氏は地場附近を、榊井、喜多二氏は大和西北部を、宮森氏は山城の一角及び大和の東北部を、板倉、松村、増井、山本、松田の諸氏は、河内一圓より近國に亘り、上村、山田の二氏は、大和の南部より紀伊の西北部を、井筒氏は

大阪市内及び山陽道方面を、梅谷氏は大阪市内を、諸井氏は遠江より奥州を、上原氏は東京、埼玉、栃木地方を、清水、増野、富田の諸氏は神戸市より播但地方を、島村氏は土佐を、山田、畑林の二氏は紀州の南部を、深谷氏は、京都府より滋賀、北陸を、鴻田氏は北越を、平野氏は大和、伊賀、山陰道方面を、布教傳道せられた。

教會本部設置と共に、天理教會規約が制定せられたので、部屬教會が認めらるゝに至つたから、傳道に従事した人々は、何れも教會設置を願ひ出て、各地に教會を設置し、傳道の根拠を定めるに至つた。

明治二十二年度には、郡山、兵神、山名、船場、河原町、東

の六分教會、同二十三年度には、敷島、高安の二分教會、同二十四年度には、高知、芦津、梅谷、北、網島の五分教會、二十五年には、中河分教會が設置せられた。支教會に於いては、二十二年度には撫養教會、廿三年度に田原支教會、廿四年度には南海支教會、二十五年に、平安、中津、御津、西、塚、城法、奈良、泉の八支教會、二十六年に、大江、上町、八木、治道の四支教會、二十七年に、櫻井支教會が設置せられた。斯く教勢が次第に發展すると共に、本部に於いても種々な施設が行はれた。それを概括すれば、明治二十三年一月に、別席の制度が定められ、二十四年には、本部が六等教會より一等教會に昇格し、二十五年には、教祖の墓地が完成して改葬が行は

れ、布教事務取扱所規程が發布され、雑誌道乃友が發刊せられた。斯く教會公認以來、急速なる歩調で發展したのである。其の結果二十六年には、朝鮮布教が開始せられ、二十八年には支那、琉球に傳道され、二十九年には臺灣布教が創められるなど、本教は教祖の谷底の道より、細道へ大還道へと進んで行つた。

## 七、大 節

明治二十七八年の日清戦争は、日本の大きな節であつたが、本教も亦其の影響を受けて、人夫志願の募集や、軍資金の献納に忙殺せられてゐたが、戦後の不況は、やがて教勢の上にも現れた。

然し教祖の十年祭が匂掛けせらるゝや、一段の活氣を呈して其の準備の爲め信徒詰所が續々建築せられ、三十戸に足らなかつた一寒村が、忽ち都會化しはじめて、其の發達は驚くばかりであつた。

教祖の十年祭は、明治二十九年舊一月二十五日に執行せられ

翌日は春季大祭、その又翌日は、日清戦役従軍死亡者の、大弔魂祭が行はれ、全國より歸來せる信徒は十萬を越え、内外の耳目を驚かした。

善悪が相圖立合として現れる如く、教祖十年祭の盛大を喜べる一面に、本教を撲滅せむとする、魔の如き手が差し延べられてあつた。其處に大きい節が現れて來た。

それは新しき信仰の形式と、不思議な助けと、熱烈なる布教より、社會の誤解を招いた結果、政府に於いても捨て置けずと認め、明治二十九年四月六日附を以つて、各府縣に内務省より秘密訓令を發したのである。

此の當時各地の新聞は、本教を淫祠邪教となし、筆を描へて

悪罵するのみならず、甚しきは數ヶ月に亘つて、事實無根の虚説を捏造して連載し、讀者の喝采を求めたのである。

事情右の如くであるから、本教の取締は嚴格の上にも嚴格になつた。なほ其の上に、神道本局を通じて、本教の教義及儀式に高壓的な強制をなし、若し聞かずば解散を命ずべしと威嚇した。

本部に於いても死活問題であるから、神意を窺ふた處が、いかんと云へばはい、ならんと云へばはいと云へとあつたので、其の神意に基き、同年五月合議の結果、八ヶ條の件を改めた。

其の内容は、一、本部は従來の神樂勤めを改めて、御面を机上に備へ、男子のみにてお勤をなし、一寸咄し、甘露臺の勤と

する事、一、朝夕の勤は一寸咄し、甘露臺のみとする事、一、醫師の手を経ざる以上、素りにお助けをなさざる事、一、教會新築工事は、華美に涉たらざる様、注意する事、附教會設置は猥りに許さざる事、一、神符に對する件は、神鏡を以つて信仰の目標とし、本部より下附すべきものに限る事、産屋御供は、熱心なる信徒に限り授與する事、御守は席順序を運ぶ者に限る事、一、教理の説き方を一定する事、一、天理王命を天理大神と稱し奉る事、一、樂器は三味線、胡弓を用ゐざる事の八ヶ條で、何れも一件宛神意を伺ふた處、子供可愛い理から許すと仰せられた。

外部から押し寄せた節は、右の決議によりて防ぐことが出来

たが、立合の理が現れて、此の事件が済んだと思ふ頃、又茲に教内から一つの節が現れて來たのであつた。

明治三十一年に起つた、安堵事件と云ふのであつて、安堵村の平安支教會長たる飯田氏が、自分に神懸りありと流布するのみならず、庄屋敷は火の屋敷、安堵は水屋敷と稱し、純眞なる信徒を昏惑し始めたのである。

本部は直ちに飯田氏の、本部長たる現職を免じ、松村、平野板倉の三氏に命じ、神靈取戻の爲出張せしめられた。先方では之れを渡さじと、恰も百姓一揆の如き騒をしたが、神はすぐ遷る程に、どんな事があつても、必ず手向ひするなどの神意があつたので、群がる中を相手にせず、神靈を無事に龍田に奉遷し

此の事件は落着いたのである。

## 八、獨立

二十八

節を通り抜けたら新芽が吹く如く、大きい節を通つた本教は一派獨立の新芽を吹き始めた、明治三十二年五月、神道本局の新任管長へ挨拶の爲め、前管長の上京せられし際、本局管長が本局の負債償還及び本局新築の寄附を感謝し、合せて本教獨立の勧誘をせられた。

歸本後獨立に關する神意を伺はれると、ほつくと始めかけとあつたので、部下直轄の教會長を招集し、協議の結果、重ねて神意を仰ぎ、獨立の準備に着手せられたのである。

同年六月松村、清水の兩氏が、本局との交渉委員を命ぜられ神様の御許を得て上京し、種々交渉の結果、圓滿なる契約を結んで歸本せられた。

越えて翌七月、前管長自ら隨員と緒に上京し、本局の添書を  
得て、天理教會獨立請願書を、八月九日に内務省へ提出せられた。同時に添附書類と参考書類が添へられてあつた。

右の出願を済すや直ちに歸本し、天理教校の設立願書を提出した處、奈良縣知事から、九月二十六日附で認可をせられたので、翌三十四年四月一日から開校し、本教教師の養成機關とした。

明治三十三年七月、松村、増野の兩氏が上京し、宗教局へ出頭した處、課長は獨立などは思ひもよらぬ、歸國して改善の道

を講ずるが得策であらうとの事で、殆んど相手にもせられなかつた。それで同年十月二十二日に、遺憾ながら書類の不備を理由として、願書を取下ぐる事になつた。

第二回の請願書は、三十四年六月に提出されたので、其の時は七種の添附書類と五種の参考書類とで、前願書に較べて大きい相違は、教會所取締規程の制定で、全國を十教區に分割し、本部長直屬の下に、教區内の教會及び教師の取締を目的としられてゐた。

然るに此の請願書も、教義が未だ明確にされてゐなかつたので、明治三十六年一月、再び願書取下げの止むなきに至つた。第三回の請願は、三十七年八月であるが、第二回の願書が教

義の不明にあつたから、直ちに天理教典の編纂を畢へ、宗教局へ提出して意見を求めた處、同意を得たので歸本し、教典を普及する爲めに、教師講習會規程を制定し、本部を始め部下教會に於いて、講習會を開催するに至つた。

同時に教師としての資格なき者を、三項目に亘つて調査し、教師を改善する爲めに、千四百名の教師を、調査の上淘汰した。然るに三十六年五月、衆議院へ天理教禁止解散の請願を中西某が一代議士の紹會で提出し、大袈裟な反對運動を始めた。併し竟に握揉となつたが、之等のために第三回の請願が後れたのである。

其の時の添附書類は五種で参考書類は七種であつたが、之れ

を受理した宗教局では、書類は是れて完備したが、書面通り實行せられなければ、何の價値もないから、實行の上更に願出でよとの内意であつたので、同月三度願書を取下げた。

處が其の年の二月に、日露戦争が始まつたので、本部でも奉公の誠を致す爲めに、國債募集に應ずると共に、傷病兵の慰問遺族弔問など多忙を極めた。又戦時に於ける帝國臣民の心得書を發行し、戦死者子弟の學資補助會を惹き、徵集した金員を各府縣知事に送り、その處分方を依頼した。

此の多忙の時期に、教典の普及を圖るために、巡廻宣教規程を定め、部下一般に通達し、本部より九名部下より五十八名を講師に任命し、各地に講習會を開いたのである。

其の結果末派の信徒に至る迄、教典の趣旨が普及したので、三十七年十二月、第四回の願書を提出した。其の時は、四種の添附書類と十二種の参考書類が添へてあつた。

三十八年六月に至つて、宗教局から松村氏を呼出し、願書に對する取調があつた。松村氏は三橋、神崎兩氏を同伴、詳細に辯明せられたが、なほ陳述を明瞭ならしむる爲め、追願を差出し、それに獨立請願の理由書と本教の經過事績及び現在實況を精説添附せられた。

此の取調の結果、宗教局では認可差支なしとのこととなつたが、その十二月初旬、青森縣で婦人布教者が、金米糖の件で拘留せられ、折角の努力も水泡に歸したので、願書は其儘、松村

氏は歸國せられた。

明治三十九年二月、舞樂神の曲を完成したので、宗教局へ出頭せられた處、請願書は宗教局の調印の上、合議の必要上、警保局に廻された由を聞き、内心悦んで歸本せられた。

此の年教祖の二十年祭に相當するので、本部に於いては二十間四方の假式場を建て、盛大なる祭典を行はれた。越えて四月日露戦争戦病死者の、弔魂祭が行はれた。此の二大祭典の時は三島全村人を以つて埋められた。

一方請願書は、警保局に廻附されたが、局長の古賀氏が、強硬なる反對を試みたので、折角順調に進んでゐた請願書を、復取下さぐるの止むなきに至り、同年十二月内務省より下げ戻さ

れた。

第五回の請願書を提出する迄、松村氏は古賀氏の諒解を得るために、百方手を盡された。種々なる交渉の末、全氏の諒解をも得たので、明治四十一年三月、第五回の獨立請願書を提出した。其の時は添附書類が五種と、参考書類が十八種の多きに達した。

然るに其の年の七月、西園寺内閣が瓦解した爲め、十年の苦心も空しくなつた。次の桂内閣が成立するや、松村氏は多田氏を通じて、平田内務大臣に、本教の経過並に内容を説明し、遂に明治四十一年十一月二十七日、天理教別派獨立の許可を與へられたのである。

## 九、神殿建築

獨立認可の前一年、四十年舊五月五日、飯降本席が、病中十年の差圖を百日にして、本部神殿建築の決心を定めさせ、三年たてば木の音石の音もすると豫言して歸幽せられた。

次いで獨立が認可せられたので、本教の教務は頓に熱を加へ各教會の改稱について、盛大な獨立奉告祭が、四十二年二月に行はれた。

四十三年一月には養徳院の章程が出来、同月天理教婦人會が創立せられた。八月には教會組合規程が廢されて、教務支廳規程が設けられ、十一月には海外布教規程が發布せられるなど、

新施設が續々現れた。

本席の豫言の如く、此の年五月に假神殿の斧始式が舉行せられた、然るに前管長が其の四月より病氣に罹られたので、松村氏が事務を處理せられ、翌四十四年假神殿へ、大神の遷座式が行はれた。

此の年六月初鮮布教管理所が設立せられ、九月には天理教校の校舍が鐘子山に新築せられた。前管長の病氣が快癒したので同月本復奉謝祭を行はれ、翌月假神殿建築の起工式を挙げられた。

明治四十五年に入つて、神殿巨材の地場に到着するもの多かつた。然るに此の年先帝崩御遊ばされ、大正と改元せられたが

其の十一月二十八日、神殿の上棟式が執行せられた。

大正二年八月、教祖殿の上棟式が行はれ、九月滿洲布教管理所規程が發布せられ、十一月滿洲布教管理所が新設せられた。

此の年の十二月二十五日、假神殿は落成するに至つた。

假神殿は總檜造の、雄大壯嚴なる大建築で、大和平野の一角に巍然として聳え、渡廊下に依つて、教祖殿、祖靈殿に連つてゐる。大正三年春四月、遷座式を行ひ落成奉告の一大祝祭を行ふ準備中、不幸國家再度の諒闇で、止むなく嚴肅に假遷座のみを行はれ、翌年四月其の奉告祭を執行せられた。

### 十、最近の事實

大正三年十二月最終の日、前管長は暗雲閉して天日晦きに、忽然として神に召されて歸幽せられた。併し嗣子正善殿が、父君の後を繼がれ、山澤氏が管長職務攝行者となられて翌大正四年四月、神殿新築奉告祭が、各方面の人々を招待して、盛大に執行せられたのである。

然るに六月二十六日、松村氏は獨立の件に關して嫌疑を受け奈良監獄の未決監に收容せられたのである。

然るに公判の結果嫌疑は霽れて、大正五年八月廿二日、奈良地方裁判所に於て無罪の判決あり、更らに大阪控訴院に於いて

又々無罪の判決があつたので、同月二十五日一切の元職に復された。

翌大正七年十月、青年會が創立せられ、翌年一月その發會式が行はれてより、活氣が本教に漲り始めた。加ふるに同年四月婦人會總會に、天理女學校設立の議が發表せらるゝや、新氣運の動かむとするのが認めらるゝに至つた。殊に八月に行はれた青年會の講習は、更に此の感を深くせしめ、九月より行はれた民力涵養の講演會は、本教の對外運動として効果があつた。

大正十年一月に至つて、本教々學の改善を圖り、學校長の交迭を行ふと共に、教廳内に教學部を設置し、教學の統一を圖り三月には天理教財團法人の認可を得て、本教の經濟的基礎を確

立し、四月よりは天理教校の豫習科を中學に置き、幼管長の教義的教育を始め、同月また天理女學校を開校するに至つた。

大正十年一月、春季大祭を期して、教祖四十年祭の提唱せらるゝや、教内一般に異常な感激を生じ、活氣潑刺たる信仰に更生するとともに、教學の勃興を來し、大正十一年春三月、本教未曾有の、教會長講習會が開催せらるゝや、倍加運動の聲は一

157  
270

大正十一年九月十七日印刷  
大正十一年九月二十日發行

著者 增野道興

發行所 奈良縣山邊郡丹波市町字三島  
天理教道友社

代表者 板倉樵三郎

大阪市南區安堂寺橋通一丁目一番地

印刷者 濱田正夫

大阪市南區安堂寺橋通一丁目一番地

印刷所 濱田印刷所

電話船場 三三九〇番  
三三九一番

終